

# 青森県報

第二千八百五十四号

平成十九年  
十一月五日  
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十八号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十七年十一月青森県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「五十三万円」を「五十六万円」に、「530,000円」を「560,000円」に改める。

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平成十九年度分の県調整交付金から適用する。

## 告 示

青森県告示第七百五十七号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	聴聞の期日及び場所
-------	-----------

## 目 次

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則……………(高 齢 福 祉 保 險 課 社 …… 一

## 告 示

青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……………(水 産 振 興 課 …… 一

右 同……………( 同 …… 二

右 同……………( 同 …… 二

公共測量の実施……………(監 理 課 …… 三

公共測量の終了……………( 同 …… 三

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課 …… 三

## 公 告

換地計画の決定……………(農 村 整 備 課 …… 三

右 同……………( 同 …… 四

右 同……………( 同 …… 四

## 規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月五日

須藤 哲 二	秋田県山本郡八峰町八森字釜の上の一	平成十九年十一月二十一日午前十一時	青森市長島一丁目の一 青森県庁南棟八階A会議室
--------	-------------------	-------------------	----------------------------

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項  
 青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課  
 (担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第七百五十八号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

須藤 清 志	秋田県山本郡八峰町八森字岩館向台一〇八の一〇	平成十九年十一月二十一日午後二時	青森市長島一丁目の一 青森県庁南棟八階A会議室
--------	------------------------	------------------	----------------------------

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項  
 青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課  
 (担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)
- 2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第七百五十九号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

岡本 義 信	秋田県山本郡八峰町八森字林の沢八八の一	平成十九年十一月二十一日午後一時	青森市長島一丁目の一 青森県庁南棟八階A会議室
--------	---------------------	------------------	----------------------------

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

- 1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)  
2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第七百六十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

環境省東北地方環境事務所

二 測量の種類

公共測量（十和田八幡平国立公園休屋集団施設地区・施設整備計画のため）

三 測量の期間

平成十九年十月十五日から平成二十年二月二十九日まで

四 測量の地域

青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋 地内

青森県告示第七百六十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省

二 測量の種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

三 測量の期間

平成十七年七月一日から平成十九年三月三十日まで

四 測量の地域

（平成十七年度着手）青森市、弘前市、八戸市、むつ市  
（平成十八年度着手）五所川原市

青森県告示第七百六十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社岩手銀行八戸駅前支店

八戸市一番町一丁目

を

株式会社岩手銀行八戸駅前支店  
株式会社岩手銀行十三日町支店

八戸市一番町一丁目  
八戸市大字十三日町

に改める。

# 公 告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、第2鬼楯地区の県営土地改良事業に係る鬼沢第1工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月六日から同年十二月四日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、第2鬼楢地区の県営土地改良事業に係る鬼沢第2工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月六日から同年十二月四日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、第2鬼楢地区の県営土地改良事業に係る楢木工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月六日から同年十二月四日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭